

ワンストップ特例制度のご案内

以下の条件を全て満たす方は確定申告を行わずふるさと納税寄附金の控除を受けられる「ワンストップ特例制度」をご利用できます。

1. ワンストップ特例制度適用条件

- (1) 確定申告が不要な給与所得者等である。
- (2) ふるさと納税（寄附）をした団体が 5団体 以内である。

上記の条件を満たしかつワンストップ特例申請を希望する方には、別紙の申請書に必要事項を記載の上、状況に応じた以下の必要書類を添付して、日野市役所財産管理課までご提出ください。

2. ワンストップ特例申請書に添付が必要な書類

ご自身の状況に応じて (1)～(3) のいずれかをご提出ください。

(1) 個人番号（マイナンバー）カードをお持ちの方

- ① 個人番号カードの写し（両面）

(2) 番号通知カードをお持ちの方

次の ①、② の両方のご提出が必要です

- ① 番号通知カードの表面の写し

- ② 運転免許証、パスポート、その他身分証のいずれか一点の写し（※）

※ いずれも顔写真が見え、氏名、生年月日、住所が確認できるようにコピーしてください。その他の身分証についてはお問い合わせください。

(3) 個人番号（マイナンバー）カード、番号通知カードのどちらもお持ちでない方

次の ①、② の両方のご提出が必要です

- ① 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し

- ② 運転免許証、パスポート、その他身分証のいずれか一点の写し（※）

※ いずれも顔写真が見え、氏名、生年月日、住所が確認できるようにコピーしてください。その他の身分証についてはお問い合わせください。

3. 注意事項

- (1) ワンストップ特例申請をされた方が、確定申告・住民税申告をした場合には、ワンストップ特例申請が無効となりますのでご注意ください。
- (2) 引っ越し等により、申告書の記載内容に変更があった場合には、下記の連絡先までご連絡をお願いします。
- (3) 期限（寄附年の翌年の1月10日）を超えて申請書を提出された場合、申請書の受付はできませんので、ご承知おきください。

〔連絡先・書類ご提出先〕

〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1

日野市 総務部 財産管理課 ふるさと納税 担当者宛

TEL 042-514-8156(ダイヤルイン)

FAX 042-581-2516

メール zaisan@city.hino.lg.jp